イスラエル	イラク	イラン	オマーン	カタール	クウェート	サウジアラビア	シリア	トルコ	バーレーン	ヨルダン
シェケル	イラク・ディナール	リアル	オマーン・リアル	カタール・リヤール	クウェート・ディナール	リヤール	シリア・ポンド	トルコ・リラ	バーレーン・ディナール	ヨルダン・ディナール
27	9,000	1,410,000	3.0	28	2.5	30	5,950	50	3.0	5
27	9,000	1,410,000	3.0	28	2.5	30	5,950	50	3.0	5
2	1,000	130,000	0.5	3	0.5	5	550	5	0.5	1

レバノン	アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エジプト	エチオピア	ガーナ	ガボン	カメルーン	ギニア	ケニア
レバノン・ポンド	アルジェリア・ディナール	クワンザ	ウガンダ・シリング	エジプト・ポンド	ブル	ガーナ・セディ	ＣＦＡフラン	ＣＦＡフラン	ギニア・フラン	ケニア・シリング
11,500	1,000	4,200	29,000	120	262	44	5,000	5,000	76,000	800
11,500	1,000	4,200	29,000	120	262	44	5,000	5,000	76,000	800
1,000	100	400	3,000	10	24	4	1,000	1,000	7,000	50

コートジボワール	コンゴ民主共和国	ザンビア	ジブチ	スーダン	セーシェル	セネガル	タンザニア	チュニジア	ナイジェリア	ナミビア
ＣＦＡフラン	コンゴ・フラン	クワチャ	ジブチ・フラン	スーダン・ポンド	セーシェル・ルピー	ＣＦＡフラン	タンザニア・シリング	チュニジア・ディナール	ナイラ	ナミビア・ドル
5,000	13,900	132	1,400	400	125	5,000	18,000	22	2,700	127
5,000	13,900	132	1,400	400	125	5,000	18,000	22	2,700	127
1,000	1,300	12	100	40	11	1,000	2,000	2	250	12

ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ	マリ	南アフリカ共和国	南スーダン	モーリシャス	モーリタニア	モザンビーク
ＣＦＡフラン	ＣＦＡフラン	プラ	アリアリ	マラウイ・クワチャ	ＣＦＡフラン	ランド	南スーダン・ポンド	モーリシャス・ルピー	ウギア	メティカル
5,000	5,000	90	29,000	5,500	5,000	125	1,260	300	300	520
5,000	5,000	90	29,000	5,500	5,000	125	1,260	300	300	520
1,000	1,000	10	3,000	500	1,000	10	120	30	50	50

モロッコ	リビア	ルワンダ
ディラム	リビア・ディナール	ルワンダ・フラン
75	11	7,600
75	11	7,600
5	1	700

附　則

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　エルサルバドル及びジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

○外務省令第三号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項並びに旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十八日

外務大臣　茂木　敏充